

◎青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件

〔平成二十三年三月二十四日〕
厚生労働省告示第六十六号

〔一部改正経過〕

第一次 (平成二十三年三月三十一日厚労告第一一一号)
第二次 (平成二十三年九月三〇日厚労告第三六五号)
第三次 (平成二十四年三月三十一日厚労告第三〇六号)

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百八十三条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第百三十七条、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十九条(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十二条第一項(平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年法律第十九号」という。))第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(以下「旧児童手当法」という。))第二十二條第一項並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七七号。以下「平成二十三年法律第七七号」という。))第二十二條第一項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部

を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二條第一項を含む。〕又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号。以下「厚生年金特例法」という。))第二條第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第六十二條及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。))第三十條(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。))第十九條第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。))第三十八條第一項の規定により準用される場合を含む。))の規定によりその例によることとされる国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十一條及び国税通則法施行令(昭和三十七年政令第百三十五号)第三條第一項の規定に基づき、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、児童手当法(平成二十二年法律第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十二條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法を含む。))及び厚生年金

（特例法に基づく納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所（健康保険法に基づく期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。）の事業主、当該地域に住所地又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の所在地を有する厚生年金基金、当該地域に住所を有する厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所地若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成二十三年三月十一日において、労働保険事務組合であつて当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るもので、その期限が平成二十三年三月十一日以降に到来するものについては、その期限を別途厚生労働

省告示で定める期日まで延長する。

指 定 地 域	
茨城宮岩青	城島城手森
県県県	県県県

前 文（第一次改正）抄

〔前略〕平成二十三年四月一日から適用する。

前 文（第二次改正）抄

〔前略〕平成二十三年十月一日から適用する。

前 文（第三次改正）抄

〔前略〕平成二十四年四月一日から適用する。